

「プレコンセプションケア普及啓発事業委託業務」 企画提案公募要領

1 趣旨

プレコンセプションケア(※)に係る認知度向上や10代から30代(メインターゲット)の理解促進及び主体的な行動変容につなげることを目的に、思春期から成人期まで発達段階やライフステージに応じた具体的かつ適切な啓発資材を制作(ガイドブック、動画)し、徳島県ホームページやSNS広告等を通じて、プレコンセプションケアの普及啓発を図る。

(※)プレコンセプションケアとは、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や、将来の健康を考えて健康管理を行う取り組みのこと。(こども家庭庁『はじめよう プレコンセプションケア』より)

2 業務概要

(1) 委託業務名称

プレコンセプションケア普及啓発事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「プレコンセプションケア普及啓発事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

金3,887,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

なお、上記金額は予算額の上限であって契約額ではないので留意すること。

(5) 採択数

予算の範囲内で1件採択

3 実施方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

資格者は、次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

- (2) 役員に、次のいずれかに該当する者がいないこと。
- ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 拘禁刑、懲役又は禁錮に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
- ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- (4) 暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (6) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと思われる者でないこと。
- (7) 県税、国税等納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (8) 「徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置」を受けていないこと。
- (9) 「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を、参加申込書提出期限日から審査日までの期間内に受けていないこと。
- (10) 過去に本件業務に類似する業務を実施した実績を有すること。

5 応募方法の手続き等

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書の提出

① 提出書類：

- ・ 参加申込書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第4号）
- ・ 履歴事項全部証明書（法務局が発行するもので3ヶ月以内を取得したもの。）
個人事業主の場合は、営業証明書（市町村長が発行するもので3ヶ月以内を取

得したもの。)

- ・定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は、これに類するもの）
- ・直近の決算書又はこれに類する書類
- ・企業等の概要が分かる資料（パンフレット等）
- ・県税及び国税に未納がない旨の証明書（原本）

② 提出方法：1部を持参又は郵送（簡易書留）とすること。

③ 提出期限：令和8年7月3日（金）午後5時まで（必着）

（2）企画提案書の提出

① 提出書類（8部（正本1部、副本7部）提出）

ア 企画提案書かがみ文（様式第5号）

イ 企画提案書（A4版、片面印刷、任意様式）

※企画提案書においては、仕様書に記載の『ガイドブックの制作』（完成版4～10ページ）のサンプルを添付すること。サンプルは、①小学校高学年・中学生用、②高校生用、③大学生・社会人用の3対象ごとに、A4サイズ・各2ページずつ作成すること。

※提案は各対象に対し1案のみとする。

※提案書は仕様書に記載の事項について網羅されていれば、任意の様式を使用して差し支えない。ただし、企画提案書かがみ文（様式第5号）を含め、A4・20ページを上限とする。（下記ウ～カはページ数には含めない）

ウ 業務の実施行程表（任意様式）

エ 見積書（任意様式）

オ 同種・類似業務の受託実績（任意様式）

カ その他の添付資料

② 提出方法：持参又は郵送（簡易書留）とすること。

③ 提出期限：令和8年7月17日（金）午後5時まで（必着）

（3）提出先及び問合せ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

徳島県 こども未来部 子育て応援課 母子保健担当

電話：088-621-2790

ファクシミリ：088-621-2843

電子メール：kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

（4）参加辞退

企画提案参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を令和8年7月17日（金）午後5時までに電子メール、持参、又は郵送（期限内必着）で提出すること。

（5）その他

- ① 自身のオリジナルで国内外未発表のものに限る。
- ② 提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出期限後の訂正、追加、再提出、差し替えは認めない。ただし、書類の不備・不足の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ追加資料の提出をお願いする場合がある。
- ③ 企画提案書の作成、提出等応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- ④ 提出された企画提案書等の書類は、理由の如何を問わず原則返却しない。
- ⑤ 参加要件を満たさない者又は受託者を選定するまでの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した企画書等は無効とする。
- ⑥ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ⑦ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- ⑧ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、適正な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは契約関係を生じさせるものではない。
- ⑨ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。
- ⑩ 本要領に関して徳島県から受領した全ての資料は、子育て応援課長の了解を得ないで公表、又は使用してはならない。
- ⑪ 本要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- ⑫ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合は、失格又は無効とする。
- ⑬ 契約保証金は免除する。
- ⑭ 委託契約にかかる委託料は、必要な場合、前金払いを可能とする。
- ⑮ 本業務の実施にあたり、県は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。
- ⑯ 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年徳島県規則第13号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。

6 応募書類等に係る質疑

(1) 質問受付期間

令和8年6月26日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法

質問書（様式第2号）により電子メールにて行うものとし、5（3）に示す提出先及び問合せ先に送付すること。なお、送信後に電話にて着信の確認を行うこと。口頭での質問は受け付けない。

(3) 質問内容

原則、当該委託事業に係る条件や手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

原則として、令和8年7月1日（水）までに県ホームページに掲載する。

7 選定方法等

(1) 評価項目及び最優秀提案者の選定

選定委員で構成する企画提案選定委員会を設置し、企画提案選定委員会において書面審査を実施する。審査は、以下の選考基準に基づいて実施する。

(2) 評価基準

評価項目	評価内容	配点
業務履行能力 （業務体制）	業務を受託するにふさわしい同程度の業務実績や、豊富な経験・能力があり、業務を実施する上で十分な体制であるか	15
提案内容の評価	オリジナリティ：コンセプトを踏まえ、独創性が高く、オリジナリティを感じさせるか	10
提案内容の評価	汎用性：印刷（モノクロでも分かりやすい）や広報ツールなど、幅広い用途で活用しやすいものであるか	10
提案内容の評価	訴求性：興味・関心を引き訴求力の高いものであるか 若者世代の10代～30代（メインターゲット）の行動変容を強く促す内容であるか ターゲット別に発達段階に応じた正しい知識が、分かりやすく伝わる内容になっているか	45 (各 15)
提案内容の評価	信頼性：行政の啓発物として適切な内容であるか（過度に不安を煽るものや公序良俗に反する表現となっていないか）	10
費用の妥当性 （見積金額）	企画提案内容に対して適切に積算されているか	10
合計		100

(3) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、書面審査による審査後、各選定委員の評価に基づき、総合得点の最も高い応募者を最優秀提案者に選定し、県に報告するものとする。

(4) 選定結果

- ① 審査結果は、審査を受けた応募者の全てに対し、文書により通知するとともに、結果を県のホームページにて公表する。
- ② 選定に関する照会には一切応じない。
- ③ 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。
- ④ 選定委員会において選定された受託候補者は、契約手続きを完了するまで県との契約関係を生じない。

8 日程

内容	期日
募集開始（公告日）	令和8年6月22日（月）
質問書受付締切り	令和8年6月26日（金）午後5時まで
参加申込書受付締切り	令和8年7月3日（金）午後5時まで
企画提案書等受付締切り	令和8年7月17日（金）午後5時まで
受託者選定委員会 （企画提案書等の審査）	令和8年7月下旬～8月上旬予定 ※選定後、速やかに選定結果を通知し、 契約締結の協議を行う。

9 契約の締結

- (1) 選定委員会から最優秀提案者の報告を受けた者を、契約予定者として当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。
- (4) 徳島県と委託候補者との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。
- (5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い
 - ① 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。
 - ② 成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。